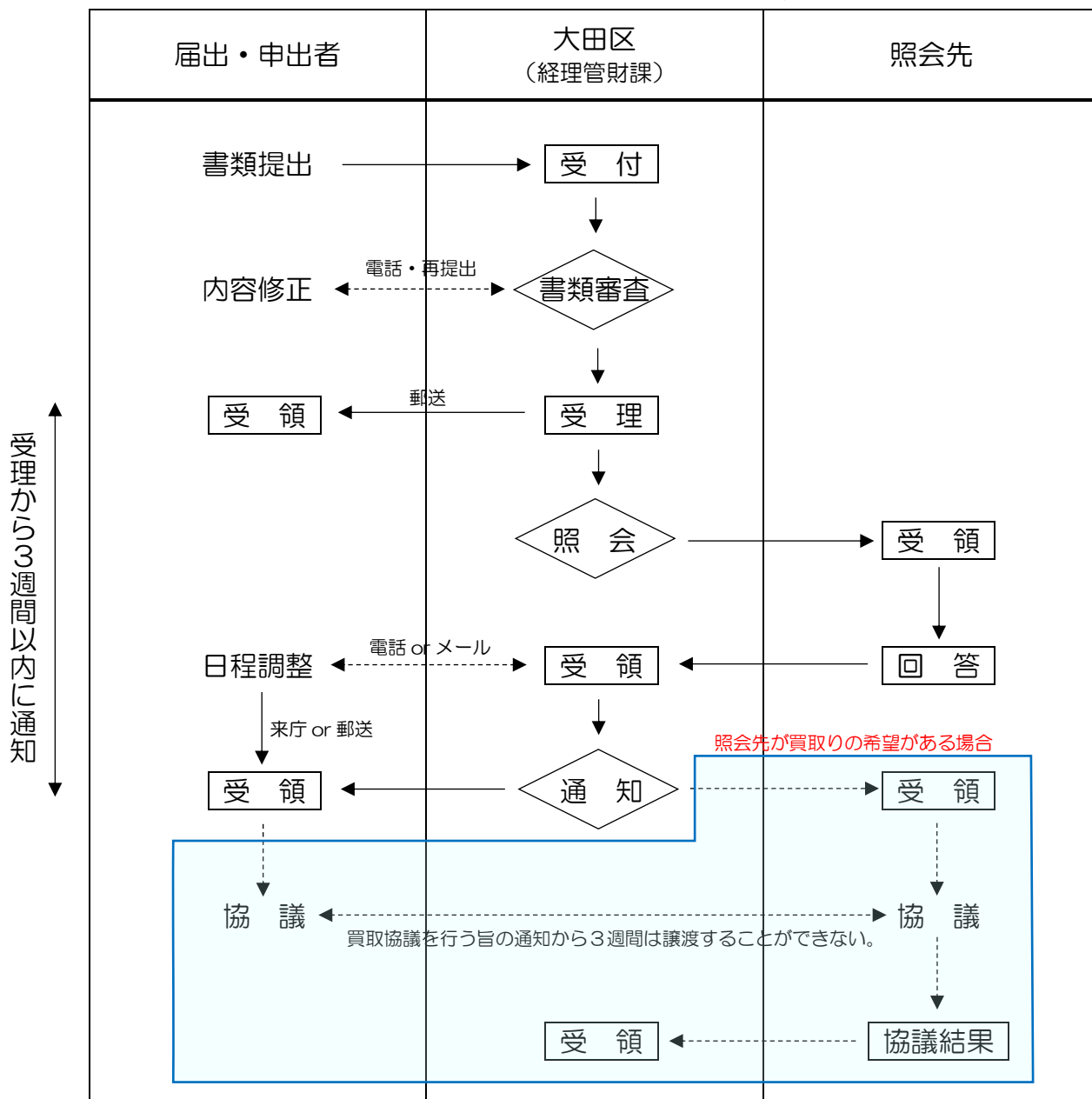


「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づく届出・申出フロー（郵送提出）



※受領印を押した届出（申出）書の交付は、郵送になりますので、書類提出時に返信用封筒（レターパック等）を同封してください。

〈通知書の交付方法〉

フローは、窓口交付を記載しておりますが、以下の方法でも交付可能です。
通知書の交付は、郵送による交付も可能です。

- 1 郵送交付
 - …書類提出時に通知書送付用の封筒（レターパック等）をご持参ください。
- 2 電子文書（電子署名付き）交付
 - …届出書に受取り用のメールアドレスを記載してください。